廃棄に従事する者の被ばくに関する措置	

注１　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、又は再処理事業者の区分により記載すること。

２　輸入廃棄物の内容及び封入又は固型化の方法が共通のものについてはまとめて記載すること。

３　輸入廃棄物それぞれにつき記載すること。

４　キロワット毎本単位（有効数字を２桁）で記載すること。

５　ベクレル毎トン単位及びベクレル毎本単位（いずれも有効数字２桁）で記載すること。

６　水素ガスが発生するおそれがある場合に記載すること。

備考１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第九条　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「（独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行うものを除く。）」を削り、同条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運搬に関する確認実施要領書）

第十九条の二　原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第三条から第十七条までに定める技術上の基準に適合することについての確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第二十条中「又は機構」を削る。

第二十一条第三項、第二十三条第四項及び第二十四条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改める。

第二十五条中「第五十八条第一項」を「第五十七条の九」に改める。

第二十七条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

別記様式第一を次のように改める。

様式第１（第19条関係）

車　両　運　搬　確　認　申　請　書

番　　号
年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第２項及び核燃料物質等工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第１項の規定により車両運搬の確認を申請します。

原子力事業者等の区分（注１）	
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注２）	
運搬の目的（注３）	
運搬予定時期	

核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の種類（注４）		
	核燃料輸送物の総重量（注５）		
	収納する核燃料物質等	重量（注５）	
		放射能の量（注６）	
	使用する輸送容器（注７）	名称及び個数	
		承認容器登録番号（注８）	
		容器承認書の年月日及び番号（注８）	
		承認容器として使用する期間（注８）	
		外形寸法（注９）	
		重量（注５）	
	核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数		
	積載方法又は混載の別		

注１　法第57条の９に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

２　次のイからニにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から１メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10％未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が１グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ　量については総量及びウラン233、ウラン235、プルトニウム239、プルトニウム241等について該当するものの量をトン又はキログラム単位で記載すること。

３　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。